

事業主・加入者の皆さまへ

職場内で回覧・掲示をお願いします

2025年
6月号

協会けんぽからのお知らせ

傷病手当金 申請書3ページ目ご記入のポイント

記載内容に不備がある場合、訂正等が必要となるため、申請書を被保険者様に**返却**いたします。**給付金お支払いの遅れ**につながるため、**ご注意ください**。



記入例

申請期間が令和7年4月16日～令和7年5月15日、
出勤日が4月20日、有給休暇が4月30日(1日5,000円支給)の場合

被保険者氏名 (カタカナ)	ヒョウコウ タロウ														
勤務状況	2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で記入してください。「年」「月」については出勤の有無にかかわらずご記入ください。														
令和 07 年 04 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
令和 07 年 05 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
令和 〇〇 年 〇〇 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で記入した日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。 ※有給休暇の場合の賞金、出勤等の有無にかかわらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等															
例	05	02	01	05	02	28	3000000								
①	07	04	30	07	04	30	5000								
②															
③															
上記のとおり相違ないことを証明します。															
事業所所在地	兵庫県神戸市〇〇〇5-5														
事業所名称	△△株式会社														
事業主氏名	代表取締役 □□ □□														
電話番号	078-000-0000														
	07	05	15												

ポイント①

勤務状況の年月は、**出勤している日がない場合も必ずご記入**ください。

記入例の場合、「令和07年04月」と「令和07年05月」の**2ヶ月分の記載**が必要です。

ポイント②

出勤していない日に対して、報酬等を支給した場合は、支給した日と金額をご記入ください。

報酬等の支給がない場合は、記入不要です。

ポイント③

事業主証明の証明日は、**申請期間以降の日付**を必ずご記入ください。

記入例の申請期間の場合、令和7年5月15日以降の証明日をご記入ください。

確認チェックリスト

記入した内容に間違いがないかチェックしましょう。

- 出勤の有無にかかわらず、申請期間に対応する年月が記入されていますか？
- 申請期間内に報酬等がある場合、支給した日と金額が記入されていますか？
- 事業主の証明日は、申請期間以降の日付が記入されていますか？



各種申請書の
記入方法は
こちら
ページ中段の
ガイドブック(青色)を
ご参照ください

全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL: 078-252-8701(代表) ※おかけ間違いにご注意ください

LINE公式アカウントの友だち募集中!!



健康情報や健診日程などを
毎月配信中

友だち追加はこちら
@kenpo_hyogo

メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け



通勤途中・仕事中のケガ等に 健康保険は使えません



受診の際は、必ず労災であることを申し出ましょう。

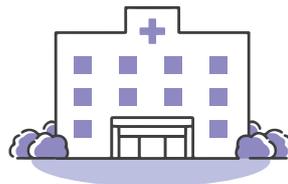
健康保険は、通勤災害・業務上災害である労働災害（以下、「労災」）とは関係のない傷病に対して支給されるものです。

誤って健康保険で受診してしまったとき

受診した医療機関に、健康保険以外（労災保険・自費等）への切り替えができるかご確認ください。

切り替えができない場合は、協会けんぽが負担した分を返納し、いったん医療費の全額を自己負担したうえで労災保険に請求することになります。

※労災保険のご相談は、**労働基準監督署**にお問い合わせください。



労災保険と健康保険の
使用について
(厚生労働省 HP)

セルフメディケーションに取り組んでみませんか？

セルフメディケーションとは、

「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機関(WHO)で定義されています。

POINT

1 規則正しい生活を心がける



POINT

2 健康と生活習慣をチェック



POINT

3 正確な知識を持つ
(分からないことは医師・薬剤師などに相談)

POINT

4 OTC医薬品(市販薬)を上手に使う



一部のOTC医薬品は、
「セルフメディケーション税制」の対象です。

健康診断などを受けている人が、対象のOTC医薬品を年間12,000円以上購入している場合、**確定申告により税金が戻ってくる(所得控除を受けられる)制度です。**
※医療費控除との併用はできません

セルフメディケーション

税 控除 対象

◀このマークが目印!

購入時のレシートは
捨てずに保管しましょう!

詳細はこちら



「算定基礎届」に関するお問い合わせは、日本年金機構まで

この時期によく「算定基礎届」に関するご質問をいただきますが、こちらに関するお問い合わせ・提出先は**日本年金機構**となります。お間違いのないようお願いいたします。